

**平成 26 年度和歌山県計画に関する
事後評価**

**令和 5 年 11 月
和歌山県**

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(実施状況)

- ・平成 27 年 7 月 2 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 26 年度実施分)
- ・平成 29 年 4 月 25 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 27 年度実施分)
- ・平成 30 年 3 月 27 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 28 年度実施分)
- ・平成 30 年 11 月 30 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 29 年度実施分)
- ・令和元年 7 月 16 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 30 年度実施分)
- ・令和 3 年 1 月 和歌山県医療審議会において報告 (令和元年度実施分)
- ・令和 3 年 11 月 30 日 和歌山県医療審議会において報告 (令和 2 年度実施分)
- ・令和 4 年 8 月 22 日 和歌山県医療審議会において報告 (令和 3 年度実施分)
- ・令和 6 年 3 月 25 日 和歌山県医療審議会において報告 (令和 4 年度実施分)

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・特になし

2. 目標の達成状況

平成26年度和歌山県計画に規定する目標を再掲し、令和4年度終了時における目標の達成状況について記載。

■和歌山県全体（目標と計画期間）

① 本県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

在宅の患者を訪問診療する医師など在宅医療従事者の確保や容体急変時の入院対応等を行う体制の整備など、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる在宅医療提供体制の構築を目標とする。

② 計画期間

平成26年度～令和4年度

□和歌山県全体（達成状況）

<医療分>

1) 目標の達成状況

<平成26年度>

- 在宅医療従事者の確保については、理学療法士に対する在宅リハビリの研修、在宅医療に取り組む薬局の薬剤師に対する研修、歯科衛生士の養成段階から在宅歯科治療の技術を修得するための機器を整備するなど、今後の在宅医療需要の増大に対応していくための取り組みを着実に実施することができた。
- 在宅医療提供体制の構築については、精神障害者の早期退院・地域定着のための支援体制整備や重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備を進めることができた。一方、在宅医療調整支援事業やかかりつけ医の育成事業等については、各地域の実情に応じた体制を整備していくことが重要であり、地域の関係者との協議、調整を綿密に行ったものの、窓口設置や推進協議会設置などの目標は達成できなかった。

<平成27年度>

- 在宅医療従事者の確保については、昨年度に引き続き理学療法士に対する在宅リハビリの研修、在宅医療に取り組む薬局の薬剤師に対する研修するなど、今後の在宅医療需要の増大に対応していくための取り組みを着実に実施することができた。
- 在宅医療提供体制の構築については、在宅医療調整支援事業や在宅医療推

進協議会等については、各地域の実情に応じた体制を整備していくことが重要であり、在宅医療提供体制検討委員会を設置し、地域の関係者との協議、調整を行いつつ、窓口設置や推進協議会設置などを着実に進めることができた。なお、平成27年度の未設置箇所でも平成28年度中に設置が予定され、全県的な在宅医療提供体制の構築に向けた取り組みが前進している。

また、精神障害者の早期退院・地域定着のための支援体制整備や重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備を進めることができた。

<平成28年度>

- ・ 在宅医療従事者の確保については、昨年度に引き続き、在宅医療に取り組む薬局の薬剤師に対する研修するなど、今後の在宅医療需要の増大に対応していくための取り組みを着実に実施することができた。
- ・ 全医療圏において、在宅医療サポートセンター設置が完了し、全県的な在宅医療提供体制の構築と強化に向けた取り組みが前進している。

また、精神障害者の早期退院・地域定着のための支援体制整備や重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備を進めることができた。

- ・ 在宅医療等様々な医療需要に対する適切な医療を提供する体制を支える医療従事者の確保と質の向上については、平成27・28年度基金事業と併せて実施することで、着実な医療従事者の確保及び多様な医療需要に適切なサービスを提供できる質の向上に結びついている。

<平成29年度>

- ・ 在宅医療従事者の確保については、昨年度に引き続き、在宅歯科医療に関する機器整備や医療従事者の研修を実施するなど、今後の在宅医療需要の増大に対応していくための取り組みを着実に実施することができた。

また、精神障害者の早期退院・地域定着のための支援体制整備や、重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備についても推進することができた。

- ・ 上記のほか、医療従事者の確保と質の向上については、平成27～29年度基金事業と一体的に事業を実施することで、着実な医療従事者の確保及び多様な医療需要に適切なサービスを提供できる質の向上に結びついている。

<平成30年度>

- ・ 居宅等における医療の提供に関する事業については、平成27、28及び30年度基金事業と併せて実施し、前年度に引き続き、在宅歯科医療に関する機器整備や、重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備を推進することができた。
- ・ 医療従事者の確保に関する事業については、産科医や臨床研修医の確保、潜

在看護職員の再就業などを通じ、地域における医療提供体制の強化・提供サービスの質の向上に結びついている。

<令和元年度>

- ・医療従事者の確保に関する事業については、平成27年度から令和元年度基金事業と併せて実施し、産科医の処遇改善や、潜在看護師の復職支援、看護教育の充実などにより、医療従事者の確保を図っている。

<令和2年度>

- ・居宅等における医療の提供に関する事業については、平成28年度から令和2年度基金事業と併せて実施し、医療的ケア児等の支援者育成を図っている。
- ・医療従事者の確保に関する事業については、看護師等の養成や潜在看護師の再就業支援、産科医の処遇改善などにより、医療提供体制の維持を支援した。

<令和3年度>

- ・居宅等における医療の提供に関する事業については、平成27年度及び平成28年度基金事業と併せて実施し、在宅の障害児者が地域で生活できる体制づくりを支援した。
- ・医療従事者の確保に関する事業については、病院内保育所の運営支援などにより、医療従事者の勤務環境改善を支援した。

<令和4年度>

- ・医療従事者の確保に関する事業については、令和4年度基金事業と併せて実施し、医療勤務環境改善支援センターの運営支援などにより、医療従事者の勤務環境改善を支援した。

2) 見解

- ・在宅医療については、全県内での在宅医療サポートセンターの設置が完了し、在宅医療提供に係る体制は構築できたと考える。在宅医療サービスを提供する医療従事者の育成及び質の向上に係る事業を今後も継続的に実施し、在宅医療提供体制のさらなる強化を図る必要がある。
- ・医療従事者の確保については、地域において適切で質の高い医療提供体制を構築し、その強化を図るため、医師や看護職員等の医療従事者の確保はもとより、提供サービスの質の向上等も図ってきたところである。しかしながら、医師の地域偏在や診療科偏在、看護職員不足等の問題は解消には至っていない。

3) 目標の継続状況

- 令和5年度以降の計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

令和5年度以降の計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■区域ごとの目標と計画期間

和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域における目標と計画期間は、和歌山県全体と同じ。

区域ごとの達成状況

和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域における達成状況は、和歌山県全体と同じ。

3. 事業の実施状況

平成26年度和歌山県計画に規定した事業について、令和4年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	IV. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.24（医療分）】 地域医療支援センター運営	【総事業費】 4,105 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮	
事業の実施主体	和歌山県立医科大学（委託）	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医師の地域偏在・診療科偏在の解消を図り、県内において適切な医療サービスを供給できる体制の強化が必要。</p> <p>アウトカム指標： ≪平成 29・30 年度≫ 地域医療支援センターが支援する医学生及び県民医療枠・地域医療枠等卒業医師数 251 人（H27）→358 人（H30） ≪令和 4 年度≫ 県内公的病院の常勤医師数 1,230 人（R3.4）→ 1,250 人（R5.4）</p>	
事業の内容（当初計画）	県内の医師不足状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足医療機関の医師確保を行うため、地域医療支援センターの運営を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・医師派遣、あっせん数 5 人（H28）→ 33 人（R3） ・地域枠卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100% 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・医師派遣、あっせん数 R2 24 人（県立医大 20 人、近畿大学 4 人） R3 32 人（県立医大 25 人、近畿大学 7 人） R4 38 人（県立医大 31 人、近畿大学 7 人） ・キャリア形成プログラムの作成数 3 プログラム（R2,R3）、4 プログラム（R4） ・地域枠卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100%（R2,R3,R4） 	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県内公的病院の常勤医師数 1,225 人（R1）→ 1,259 人（R5.4）	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業の実施により、県民医療枠・地域医療枠学生及び卒業医師の地域医療マインドの育成や、卒前・卒後のキャリア形成支援を行っており、上記の卒業医師が順次、地域の医療機関で勤務することで、医師の地域偏在の解消が期待できる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県内唯一の医師養成機関であり、県内公的病院等に多数の医師を派遣している和歌山県立医科大学に業務を委託することで、大学と共同・連携した医師の養成、キャリア形成支援等が可能となり、事業の重複をなくし、事務の効率化を図ることができた。</p>
その他	

事業の区分	IV. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.39（医療分）】 医療勤務環境改善推進	【総事業費】 2,443 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮	
事業の実施主体	和歌山県病院協会（委託）	
事業の期間	平成 26 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 □継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内において適切な医療サービスを提供するため、医療機関の勤務環境改善を通じ、医療従事者の定着・確保が必要。 アウトカム指標： センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関 3 箇所／年	
事業の内容（当初計画）	医療機関内での勤務環境改善を促進し、医療従事者の定着を図るため、専門家の派遣を行い、個々の医療機関ニーズに応じた支援を実施するため、医療勤務環境改善センターを運営する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・専門家派遣 2 回／年 ・研修会開催 1 回／年	
アウトプット指標（達成値）	・専門家派遣 (H29)0 回、(H30)3 回、(R1)5 回、(R2)1 回、(R3)0 回、(R4)0 回 ・研修会開催 (H29)1 回、(H30)2 回、(R1)2 回、(R2)1 回、(R3)1 回、(R4)1 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できなかった（医業経営アドバイザー事業中止のため） （1）事業の有効性 県医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療勤務環境改善に取り組む医療機関からの相談体制を整備することができた。また、センターのホームページの随時更新、パンフレットの刷新などにより効果的に医療機関の取組の支援体制を周知、広報を実施した。なお、医業経営アドバイザー事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。 （2）事業の効率性 労働局が実施する医療労働管理相談コーナーをセンター内に設置することで、効率的に相談体制を整備することができた。また、ほとんどの県内病院が加入する病院協会に事業を委託することで、勤務環境改善に取り組む医療機関の進捗状況を随時把握し、事業を効率的に実施することができた。	
その他		